

北九州市立響ホール  
令和 2 年 6 月 18 日策定  
令和 3 年 11 月 1 日改定  
令和 4 年 10 月 20 日改定  
令和 5 年 1 月 28 日改定  
令和 5 年 3 月 13 日改定

## 響ホールにおける新型コロナウイルス感染予防対策の運用について

北九州市立響ホールでは、関係者への新型コロナウイルスの感染を防止するため、全国公立文化施設協会の「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」及び北九州市の施設利用方針に従い、運用方針（以下「本運用方針」という）を定めるもの。

響ホールの各施設における利用制限については、公演日・利用日における北九州市の施設利用方針に則するものとし、その他の制限についても同様とする。

なお、響ホール関係者とは以下のとおり

- ・ 響ホール施設の管理・運営に従事する職員（以下「従事者」という）。主に管理・技術系の職員。
- ・ 公演等の鑑賞等を行うために施設に来場する者（以下「来場者」という）。
- ・ 出演者及びそのスタッフ（以下「公演関係者」という）。
- ・ 公演等を主催する者（以下「公演主催者」という）。
- ・ リハーサル室、研修室、練習室を貸室として利用する者（以下「利用者」という）。
- ・ 貸館予約やチケット購入などのために事務室窓口へ来館する者（以下「来館者」という）。

### 1. 感染防止のための基本的な考え方

#### (1) 管理者としての考え方

地域の感染状況を踏まえ、福岡県において示される対応指針等に基づき、北九州市とも協議の上、公演主催者と相互に協力・連携しつつ、役割を分担し、従事者、来場者、公演関係者、公演主催者、利用者、来館者への感染を防止するため、必要となる措置を効果的に講じていくものとする。

また、施設の利用制限等は、北九州市の施設利用方針に従った上限利用人数とするなど、その他の制限についても同方針に基づくものとする。

#### (2) 「三つの密」の回避

感染を拡大させるリスクが高くなる以下の3つの条件（いわゆる「三つの密」）について、「多くの人々が集う」「屋内施設」として注意すべき要素・リスクが存在するため、本運用方針を踏まえた適切な対応を講じることにより、施設の各箇所において「密」の条件が重なる環境の発生を防止し、感染リスクの軽減に努めるもの。

- ・ 密閉空間（換気状況により密閉空間になりえる）
- ・ 密集場所（多くの人々が密集する場合がある）
- ・ 密接場面（近距離での長時間の会話や大声での発声が行われる場合がある）

なお、一つの密でも一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれの発生も避けるように努めるもの。

#### (3) リスク評価

### ① 飛沫感染・エアロゾル（マイクロ飛沫）感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、公演の態様と人と人の距離や位置、方向等を踏まえ、施設内及び会場内で、公演関係者相互、公演関係者（特に出演者）と来場者、来場者相互、施設従事者と来場者等の各間において、対面近距離での長時間の会話等が頻発する場所等の状況を評価します。

### ② 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品や不特定多数が頻繁に触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価します。

### ③ 集客施設としてのリスク評価

開催にあたっては、施設内で人と人が触れ合わない程度の距離が確保できるかどうか等について、公演内容やこれまでの施設の来場実績等に鑑み、評価します。

### ④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染状況や医療環境を踏まえた施設管理への影響について評価します。

## 2. 基本的な感染防止策

公演主催者と協力・連携し、施設や公演に関わるすべての関係者に対し、以下の基本となる感染防止策を周知するとともに必要な措置を講じます。また、本運用方針に従った取り組みを行う旨、ホームページ等で公表するとともに、公演主催者に対しても、同様の公表をしていただくよう依頼をします。

なお、以後の全ての感染防止策は、ワクチン接種の有無や回数に関わらず共通となります。

- 必要回数のワクチン接種の推奨

- 個人の判断により必要に応じたマスクの着脱

⇒ マスク使用時には鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底し、できるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用すること。

- 手指の消毒や手洗いの推奨

- 咳エチケットの推奨

- 相互の人と人が触れ合わない程度の距離の確保

- 常時換気の徹底（来場者を除く）

- 各自で検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には自宅待機等の対応をとる

- ・ 咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等の症状

- ・ 検温時の高い発熱の目安としては、37.5度以上、または37.5度未満でも平熱よりも高い場合が該当します。

## 3. 施設管理者として講ずるべき具体的な感染防止策

前記の基本的な感染防止策を踏まえ、以下の個々の場面や場所等で必要となる措置を講じます。

### (1) 来場者等に向けた周知・広報

本運用方針に沿った感染防止対策を講じていることをホームページ等に掲載することにより、来場者等に事前に広報・周知するものとする。

- 発熱時・咳・喉の痛み等体調不良時の来館控え

- 施設内での必要に応じたマスクの着脱

- 感染リスクの高い高齢者等の他の来場者等への配慮

- 施設内での会話の抑制、咳エチケット
- 手指の消毒や施設内での手洗い
- 施設内での人と人が触れ合わない程度の距離の確保

## (2) 従事者に関する感染防止策

### 勤務管理

- 本運用方針に定めた感染防止策が実行できるように周知徹底を図る。
- 事務室でも原則事務用品等の共用は避け、必要に応じて手指消毒用の消毒液を設置する。
- 会議や打ち合わせ等では、従事者間の人と人が触れ合わない程度の一定の距離が保てるよう努める。

## (3) 施設内での具体的な感染防止策

### ① 飛沫感染防止策

リスク評価①を踏まえて、人と人が触れ合わない程度の距離を確保するとともに、長時間の会話等の抑制を図る。

- マスク着用については基本的には個人の判断を尊重し、一律的に着脱を強いるものではありません。一方で公演や施設利用等の特性により高齢者などのハイリスク者が多い場合など感染リスクが高い状況が想定される際においては、必要に応じてマスク着用を推奨します。
- 対面で接する貸館受付・チケット販売窓口には、換気に注意したうえで取扱者は必要に応じて不織布マスク着用や手指消毒など対策を適宜行う。

### ② エアロゾル（マイクロ飛沫）感染防止策

空気調和設備の機能や方式は、基本的にはいずれも各種法令等により規定の設備が設置されているが、この機能を十全に運用し発揮することにより感染防止を図るもの。

- 専門業者による空気調和設備の適切な点検を定期的に行い、施設が興行許可を取得した際の換気機能に基づいて可能な限りの換気量を確保する。
- 施設内は、空気調和設備の常時運用に加え、必要に応じて各所の窓や扉の開放等により自然換気を図る。

### ③ 接触感染防止策

リスク評価②を踏まえて、手指消毒や手洗いの励行を行う。

- 必要に応じて施設の共用部分（トイレ等）の必要箇所に手指消毒用の適切な消毒液を設置する。

## (4) その他、施設内での感染防止策

### ① 飲食施設（付属飲食スペース）、ショップ等

- 飲食施設やショップ等には必要に応じて消毒液を設置する。
- 飲食施設に関わる従業員は、特に不織布マスクの正しい着用と手指消毒を行う。
- 会場に付属する飲食カウンター等については、休憩時等に密集状態が発生しないようにする。

### ② 清掃・ゴミの廃棄

- 清掃やゴミの廃棄を行う者は、不織布マスクや手袋の着用を行う。
- 作業を終えた後は、手洗い・消毒を行うものとする。

#### 4. 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策

公演主催者（※）が講じるべき具体的な感染防止策は、前記の基本的な感染防止策を踏まえるとともに、施設利用以前の練習や稽古段階より生じること、個々の公演の内容等によりその必要性や水準等が異なること等に鑑み、各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインも参照してもらいながら、以下の内容を公演主催者に対し、要請するものです。

なお、公演主催者が必要な措置を講じることができるよう事前に協議を行うとともに、公演の際には措置が実際に講じられているかを確認します。必要な措置が講じられていないと認められる場合には、十分な措置を講じるように公演主催者に要請します。

※ 響ホールが公演を主催する場合には、同様の対策を講じます。

##### (1) 事前調整

公演主催者は、施設に利用申込みを行う時点、若しくは公演概要を検討する時点で、事前にリスク評価（①②③④）を踏まえ、以下を含む必要とされる実施概要について施設管理者と協議してください。

- 予定されている公演におけるガイドラインを踏まえた防止策について、具体的な個々の措置と施設側及び公演主催者側との役割分担の調整
- 仕込み・リハーサル・撤去において余裕あるスケジュールの設定
- 休憩時間や入退場時間について余裕を持った設定
- 公演を中止せざるを得ない事態に至った際の対応や係る費用等の分担について、必要に応じて施設設置者（北九州市）も交えて確認をしてください。

##### (2) 客席の配席

- 来場者の配席については、できるだけ指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにすること。
- 高齢者が多数来場すると見込まれる公演については、感染リスクや重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討すること。

##### (3) 公演関係者に関する感染防止策

- 公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、感染防止に努めること。
- 公演時の出演者を除き、施設内では**必要に応じて**マスクの着用を**依頼**し、公演前後の手指消毒を徹底すること。
- 控室、グリーンルーム等でも不特定多数が触れやすい場所は、必要に応じて消毒し、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置すること。
- また、控室は密にならないように定員を調整するとともに常時換気を励行すること。
- 舞台袖、舞台裏、控室などの狭いスペースでの待機時や、喫煙スペースや洗面スペース、飲食周りなどのマスクを外しての利用に際し、各場所に応じた定員制限や会話の抑制等を行う。
- その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるとともに関係者の健康管理に努めること。なお、主要な関係者については必要回数ワクチン接種をすることを推奨するもの。

##### (4) 来場者に関する感染防止策

- 来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知すること。また、その際の振替やチケット代金の払戻等の諸条件については、事前に告知すること。
- 施設内でのマスク着脱は個人の判断ですが、高齢者など感染リスクの高い周囲の来場者への配慮を必要に応じて促す。

- 入退場時の密集回避のため、一定の距離の間隔を確保すること。
- 入退場時のエレベーター利用は、密にならないようにすること。
- 公演後の出待ちや面会等は控えるように注意喚起すること。
- 配慮が求められる来場者、障害者や高齢者等については事前に対応策を検討すること。
- 県及び市の対応方針等に基づき、公演前後の飲食・会合の抑制等、施設外での感染防止について注意喚起すること。

#### (5) 会場内での感染防止策

##### ① 接触感染防止策

- 公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の定期的な消毒・清掃を適宜行うこと。
- 公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の適切な消毒液を設置し、入退場時の利用を周知するとともに、不足が生じないよう定期的な点検を行うこと。

##### ② 飛沫感染防止策

公演の内容等によりませんが、来場者は原則的には、会場内では一方向を向き静座し、公演中は継続的な会話等が想定されないことから、適切なマスク着用をすることにより、**マスク未着用者同士が隣り合っただけでも一定の感染抑制が可能となります。**併せて、**開場・休憩時間の隣席との会話や本番中の笑い声や一時的な奇声についても、必要以上に制限を行わないように留意してください。**休憩時間や入退場時には密集が発生しないように対策を講じてください。

##### 【公演関係者（特に出演者）⇔来場者間の感染防止策】

- 来場者の案内や誘導に際しては**人と人が触れ合わない程度の距離を取るとともに、必要に応じて不織布マスクを着用すること。**
- 来場者と接する窓口（招待受付、当日券窓口）等では、換気に注意したうえで、取扱者は**必要に応じて不織布マスク着用や手指消毒など必要な対策を適宜行ってください。**

##### 【来場者⇔来場者間の感染防止策】

- **マスク着用については基本的には個人の判断を尊重し、一律的に着脱を強いるものではありません。一方で、公演や施設利用等の特性により、高齢者などのハイリスク者が多い場合など感染リスクが高い状況が想定される際には、必要に応じてマスクの着用を推奨します。**
- 休憩時間や入退場時は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設けること。
- 休憩時間や入退場時には**人と人が触れ合わない距離を取るよう促す。**

#### (6) その他、物販等

- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売や、キャッシュレス決済を推奨すること。
- 物販に関わる関係者は、**必要に応じて不織布マスクの着用に加え、手指消毒を行うこと。**
- オペラグラス等の貸出物について消毒を行うなど**清潔に保つ。**

### 5. 感染拡大への防止策

公演主催者は、感染が発生した場合は速やかに響ホール施設管理者に連絡し、対応を協議してください。

- 発生した感染者等の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱いに十分注意すること。
- 施設管理者は、施設内で来場者等から体調不良が訴えられた際の対応について、事前に検討を行い、換気の良い

救護室（一時的隔離）や対応する際の不織布マスクや手袋等の備品を準備する。

- 響ホール従事者や公演関係者の感染が疑われる際の対応について、事前に県及び市において示されている対応方針にしたがって検討を行い、自宅待機や受診等の基準を定める。基本は発熱など軽度の体調不良の場合には、出勤や公演参加を控えるようにし、その上で、発熱などの症状が出た場合には、必要となる検査を行って罹患状況等を確認し、県や市の対応方針等に添って対応する。

以 上